

## 高山市税条例の一部を改正する条例の概要について

## 1. 総則関係

## (1) 法人市民税に係る納期限延長の場合における延滞金の割合の引き下げ

法人市民税の納期限の延長がある場合に、その延長された期間の日数に応じて徴収する延滞金の特例割合を引き下げる。

改正前 平均貸付割合(0.6%) + 1.0% = 1.6%

改正後 平均貸付割合(0.6%) + 0.5% = 1.1%

※ 平均貸付割合：当該年の前々年の9月から前年の8月までの短期貸付利率の平均利率で、前年に財務大臣が告示した割合(0.6%は令和2年の平均貸付割合)

※ 納期限延長に係る延滞金の割合が7.3%を超える場合は7.3%とする。

[第1条の改正中、付則第3条の3、付則第4条]

## 2. 市民税関係

## (1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(夫)控除の見直し

- ・婚姻歴の有無や性別にかかわらず、子を扶養する単身者について「ひとり親控除」(控除額30万円)を適用する。
- ・子を扶養していない寡婦については、寡婦控除(控除額26万円)を適用する。
- ・前年の合計所得金額が500万円以上の者に対しては、ひとり親控除、寡婦控除を適用しない。

※ひとり親控除、寡婦控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある場合は控除の対象外とする。

[第1条の改正中、第34条の3]

## (2) 未婚のひとり親に対する税制上の措置等に伴う人的非課税措置の見直し

現行の寡婦、寡夫に対する人的非課税措置を見直し、ひとり親及び寡婦(ひとり親を除く。)を対象とする。

[第1条の改正中、第25条]

## (3) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設

都市計画区域内にある土地基本法に定める低未利用土地について、譲渡後にその土地の利用がされる場合に限り、その低未利用土地及びその上に存する権利を譲渡した場合には、当該譲渡に係る個人市民税の長期譲渡所得の金額から100万円を控除する。

[第1条の改正中、付則第11条、付則第11条の2]

○適用要件

土地等の所有期間	5年を超える期間
譲渡の時期	令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間にした譲渡
適用税率	国：15% 県：2% 市：3%
適用除外	・その個人の配偶者その他のその個人と特別の関係がある者への譲渡 ・土地（その土地の上に存する資産を含む）の譲渡の対価が500万円を超えるもの

(4) 法人税における連結納税制度の見直しに伴う対応

①法人税の見直し

- ・企業グループ全体を一つの納税単位として連結親法人が申告納税を行う「連結納税制度」に代えて、企業グループ内の各法人を納税単位として、各法人が個別に法人税額の計算及び申告を行いつつ、損益通算等の調整を行う「グループ通算制度」を創設。

②法人市民税における対応

- ・法人市民税においては、従来から連結法人であっても単体の法人として捉え、グループ内の損益通算等の調整による影響を遮断し、各連結法人の個々の所得に基づく法人税額を課税標準として課税を行っている。
- ・グループ通算制度においても、引き続きグループ内の損益通算等の調整による影響を遮断するための措置を講ずる。

[第2条の改正（第107条を除く。）]

(5) 新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例

新型コロナウイルス感染症等の影響により、文化芸術・スポーツに係るイベント等を中止等した主催者に対して、観客等が入場料等の払戻請求権を放棄した場合には、当該放棄した金額（上限20万円）について、寄附金税額控除の規定を適用する。

[第3条の改正中、付則第36条]

(6) 新型コロナウイルス感染症等に係る住宅ローン控除の特例

- ・所得税において、新型コロナウイルス感染症等の影響による住宅建設の遅延等により、令和2年12月31日までに新築住宅等に入居できなかった場合についても、一定の要件を満たすときは、期限内に入居した場合と同様の住宅ローン控除が受けられるよう適用要件を弾力化。
- ・上記に伴い、所得税額から控除しきれない額について個人市民税額から控除する措置を令和16年度分の個人市民税まで1年間延長する。

[第3条の改正中、付則第37条]

### 3. 市たばこ税関係

#### (1) 軽量な葉巻たばこに係る課税方式の見直し

- ・軽量な葉巻たばこ（1本当たりの重量が1g未満）の課税標準について、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算する方法とする。
- ・上記の改正の経過措置として、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間は、0.7g未満の葉巻たばこ1本を紙巻たばこ0.7本に換算する。

区分	適用時期	1本の重量	換算方式
現 行	～R2.9.30	—	葉巻たばこの重量1gをもって紙巻たばこ1本に換算
経過措置	R2.10.1～R3.9.30	0.7g以上	葉巻たばこの重量1gをもって紙巻たばこ1本に換算
		0.7g未満	葉巻たばこの1本に対して紙巻たばこ0.7本に換算
改正後	R3.10.1～	1.0g以上	葉巻たばこの重量1gをもって紙巻たばこ1本に換算
		1.0g未満	葉巻たばこの1本に対して紙巻たばこ1本に換算

[第1条及び第2条の改正中、第107条]